

# 工業用水の手引き

～工業用水の受水を考えている事業者のみなさまへ～

令和6年4月

千葉県企業局工業用水部

# 目 次

1	千葉県工業用水道事業の概要	
(1)	工業用水の用途	P 1
(2)	千葉県工業用水道事業の現況	P 2
(3)	事業地区一覧	P 2
(4)	概要図	P 3
(5)	工業用水の料金	P 4
(6)	水質	P 6
2	工業用水の申込み	
(1)	新規給水申込み	P 7
(2)	基本水量を増量したいとき	P 7
(3)	一時的に工業用水を使用したいとき（特定給水）	P 7
(4)	給水施設等の申請	P 8
(5)	給水開始までの手続き	P 10
(6)	配水管分岐工事施工に係る手続き	P 11
3	権利の譲渡、承継、届出内容に変更があったとき	
(1)	権利を譲渡するとき	P 12
(2)	権利を承継したとき	P 12
(3)	商号、住所が変わったとき	P 12
4	申請・届出様式	P 13
《参考1》	権利水量の譲渡の取扱い(通知)	
	東葛・葛南、木更津南部地区	P 31
	千葉、五井市原、五井姉崎、房総臨海地区	P 32
《参考2》	工水利用促進のための3提案の実施について	
	千葉、五井市原、五井姉崎、房総臨海地区	P 34
《参考3》	工業用水配水管等工事に関する契約書の締結等に係る 事務処理要領	P 36
《参考4》	千葉県企業局工業用水部の御案内	P 38
	工業用水道事業に関する問合せ	P 39

# 1 千葉県工業用水道事業の概要

## (1) 工業用水の用途

工業用水とは、工業（製造業〔物品の加工修理業を含む。〕、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業）の用に供する水（水力発電の用に供するもの及び人の飲用に適する水として供給するものを除く。）で、次の用途などに使用することができます。

### ア 冷却用水

工場の設備又は原料・製品などの冷却に使用されるものです。

例えば、火力発電所のタービン、製鉄所の炉などに使用されています。

### イ 製品処理・洗浄用水

原料や製品の溶解・浸漬、製品の洗浄などに使用されるものです。

### ウ 温調用水

工場内の温度や湿度の調整に使用されるものです。

例えば、工場内管理棟の空調調整用などに使用されています。

### エ ボイラー用水

蒸気として使用されるものです。

ボイラーの種類や圧力によって、使用する水質は日本産業規格（JIS）の基準値が定められています。この基準に合わせるため、使用される方が脱塩等の水処理を行う必要があります。

### オ 原料用水

用水が原料そのものとして、また、原料の一部として利用されるものです。

例えば醸造・清涼飲料・食品加工・水電解などの製造用水に使われています。

特に、食品や飲料業等の製造用水は飲料水の基準に適合させ、関係法令や必要に応じて監督官庁の指導を受け、水処理設備を設ける必要があります。

このほか、工業用水に余剰が生じている場合、工業用水以外の用途の水（ただし、人の飲用に適する水として供給するものを除く。以下「雑用水」という。）を暫定的に供給することができますが、将来において工業用水供給の申し込みを受けた場合は、工業用水を優先して供給します。雑用水の用途として、主なものは次のとおりです。

- ① 公共施設等であって地域の開発振興に資する施設（例えば、下水処理場・し尿処理場・ゴミ焼却場等。）
- ② 地盤沈下対策等のため地下水から水源転換を余儀なくされる施設（施設としては、多数考えられますが、特にビルの冷暖房施設が主要な対象です。）
- ③ 産業の健全な発達に資する施設（例えば、操車場等の洗車用水、建設現場、植物工場等の農業用施設、商業施設等が考えられます。）
- ④ 地域環境と調和を図るため工業用水から給水することが適当な施設（例えば、浄水場等に隣接する公園などが考えられます。）

## (2) 千葉県工業用水道事業の現況

千葉県の工業用水道事業は、昭和34年4月から県営山倉工業用水道（現在の五井市原地区工業用水道）の建設に着手し、昭和39年4月に一部給水を開始して以来、京葉臨海工業地帯を始め、県内の工業用水需要に対処するため、基盤整備や地盤沈下対策として7事業地区の工業用水道の整備を行ってきました。

現在、県では13市2町の事業所に対し、年間約3億立方メートルの工業用水を供給しています。

また、浄水場発生土は、建設資材等への再資源化を進めているほか、小水力発電等を行い、持続可能な循環型社会づくりを推進しています。

## (3) 事業地区一覧

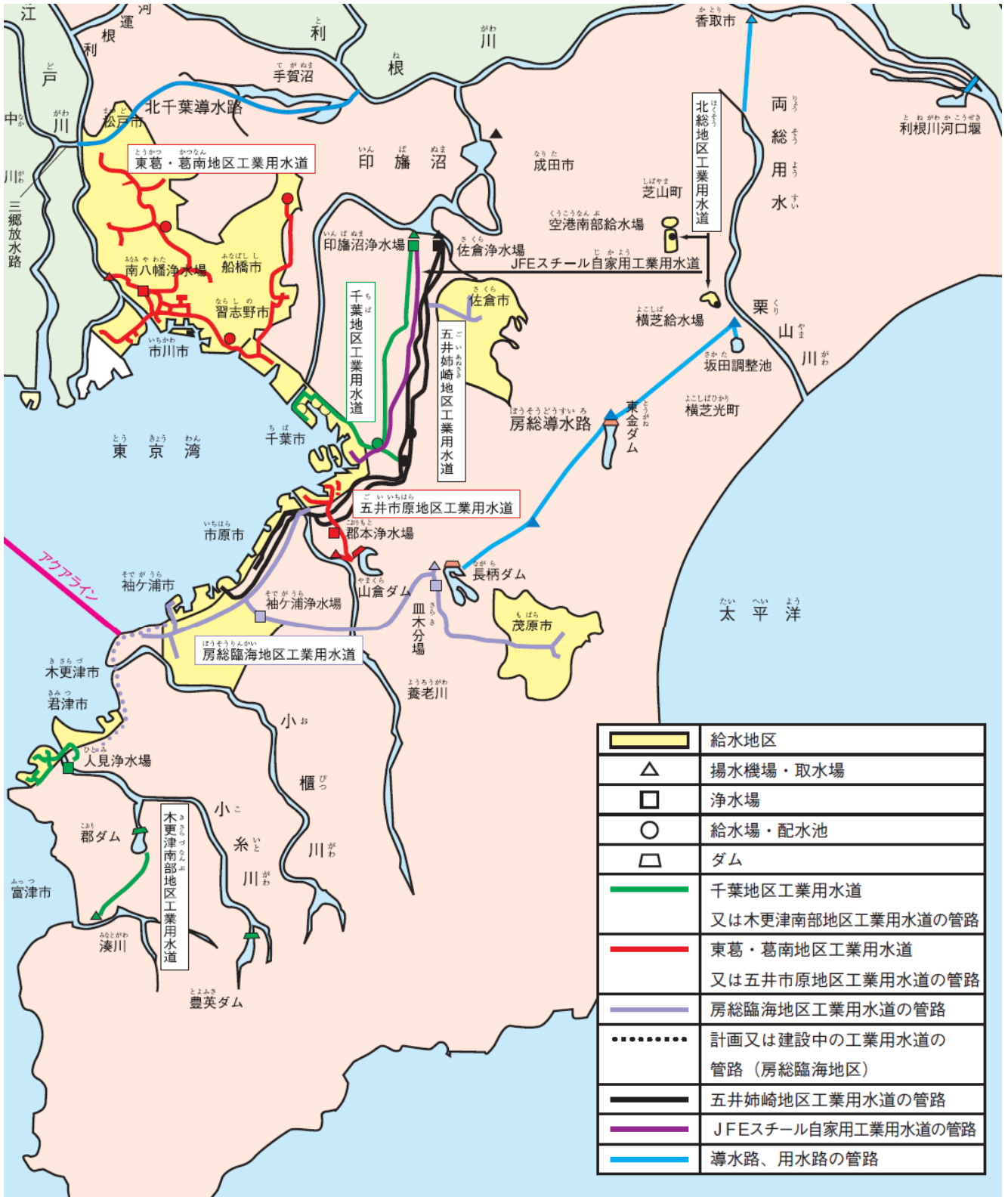
令和6年4月1日現在

所管事務所	地区名	給水区域	給水能力 (全体計画) m <sup>3</sup> /日	契約 企業数	契約水量 m <sup>3</sup> /日	基本料金 円/m <sup>3</sup>	給水開始 年月	水 源 m <sup>3</sup> /秒
葛南工業用水道事務所	東葛・葛南	市川市、船橋市、松戸市及び習志野市の区域並びに千葉市の一部の区域	111,200	104	106,945	41.0	(旧東葛) S56.10 一部 H 7.4 全部 (旧葛南) S45.10 一部 S46.4 全部 (統合) H16.4	利根川河口堰 0.60 霞ヶ浦導水 0.20 北千葉導水路及び三郷放水路 0.59
千葉工業用水道事務所	千葉	千葉市、市原市及び袖ヶ浦市の地先の海面に造成された土地の区域	121,200 (125,000)	26	121,200	30.0	S46.4 全部	利根川河口堰 0.64 湯西川ダム 0.19 八ッ場ダム 0.47 印旛沼 0.21 [未定] 0.05
	五井市原	市原市のうち八幡海岸通及び五井海岸通の区域	120,000	19	116,860	19.5	S39.4 一部 S40.1 全部	山倉ダム 1.50
	五井姉崎	佐倉市の一部の区域並びに市原市のうち五井南海岸、千種海岸及び姉崎海岸の区域並びに市原市及び袖ヶ浦市の地先の海面に造成された土地の区域	401,760	41	400,833	20.0	S42.3 一部 S45.4 全部	印旛沼開発 5.00
	房総臨海	茂原市の区域並びに千葉市、木更津市、佐倉市、市原市及び袖ヶ浦市の一部の区域	172,800 (280,000)	72	143,367	53.0 (5.0) ※経営負担金	S61.4 一部	川治ダム 1.311 霞ヶ浦開発 0.849 [未定] 1.34
	北総	成田市並びに山武郡芝山町及び横芝光町の一部の区域	1,600	5	335	45.0	H 5.9 全部	地下水 0.02
君津工業用水道事務所	木更津南部	木更津市並びに君津市及び富津市の一部の地先の海面に造成された土地の区域	206,000	17	204,860	21.5	S44.4 一部 H 2.4 全部	豊英ダム 1.06 郡ダム 1.24 小糸川総合運用 0.27
	計							15.54 手当済 14.15 未定 1.39

注 給水能力欄の( )内は計画施設能力です。

※房総臨海地区は、経営負担金として別途5円/m<sup>3</sup>を徴収しています。

(4) 概要図



## (5) 工業用水の料金

千葉県の工業用水道事業は、受水企業の水需要を基に必要な施設整備を行ってきたことから、この建設投資額を回収するため、千葉県工業用水道条例（以下、この手引きにおいて「条例」という。）第25条により責任使用水量制を採用しています。これは、基本水量（条例第3条）又は特定水量（同条）の全部又は一部を使用しなかった場合においても、これを使用したものとみなし料金を支払っていただきます。

- ・基本水量・基本給水(企業局長が、使用者に常時所定の水量を供給すること)における1時間当たりの所定の水量
- ・特定水量・特定給水(企業局長が、使用者に一定の期間において所定の水量〔基本給水を受けているものに対する給水にあつては基本水量を超える所定の水量〕を供給すること)における1時間当たりの所定の水量

### ア 基本料金(条例第24条)

基本水量×地区別基本料金×24時間×暦月日数×(1+消費税等の率)で計算します。  
地区別基本料金・・・P2参照

### イ 経営負担金〔房総臨海地区〕

料金のほかに房総臨海地区は、経営負担金(5円/m<sup>3</sup>)を徴収しています。  
基本水量×経営負担金×24時間×暦月日数×(1+消費税等の率)で計算します。

### ウ 超過料金(条例第24条)

基本水量を超えて使用した水量を超過使用水量といいます。超過使用水量の料金単価は、基本水量の料金単価の2倍です。なお、経営負担金は対象外です。

### エ 料金の請求等

毎月10日頃に「納入通知書」により請求し、納入期限は25日前後となります。なお、千葉銀行、みずほ銀行、三菱UFJ銀行の3行に限り、申し出により口座振替による納入もできます。  
また、毎年3月に翌年度分の納入期限スケジュールを通知します。

### オ 減 免(条例第26条)

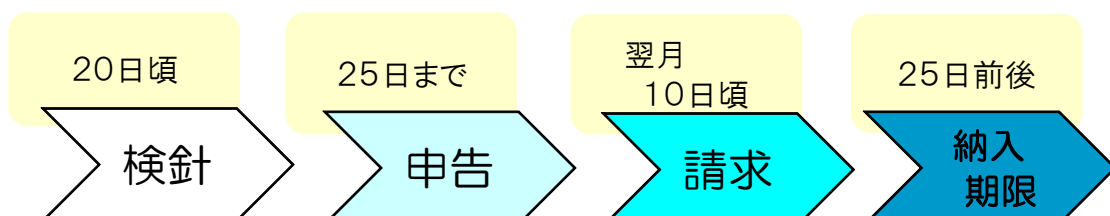
使用者が新たに基本給水を受けるにあたり、その給水施設の給水管内の排泥を行う時間内に使用した水量については減免します。

### カ 延 滞 金(条例第29条)

納入期限までに料金を納入しないときは、納入期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、年14.5パーセントの延滞金を徴収します。

- ・未納額(百円未満切捨て)×年14.5パーセント×延滞日数=延滞金
- ・計算した額が百円未満であるときは、延滞金を徴収しない。

### <料金納入の流れ>



## ※ 検針

検針は申告制としています。

受水企業の皆様が毎月 20 日から 24 日（日曜または休日の場合はその翌日）までの間に検針し、同月の 25 日までに地区担当事務所宛てに E メール等で申告していただきます。

## ※ 料金の推移

工業用水道の基本料金は、これまでに数回の改定を行っています。

なお、改定は、地区ごとに経営状況を見ながら行うこととされています。

工業用水道基本料金の推移（単位：円 / m<sup>3</sup>）

改定年月日 (給水開始年月)	東葛・葛南		千葉	五井市原	五井姉崎	房総臨海	北総	木更津南部
	旧東葛	旧葛南						
(S39.4)	/	/	/	4.0	5.5	/	/	/
(S42.3)								
(S44.4)								
(S45.10)								
(S46.4)								
S49.4.1	5.5	7.0	9.0	9.0	5.0			
S52.4.1	12.0	13.5	16.0	14.5	11.5			
(S56.10)	36.0	22.5	18.5	19.5	17.5	53.0 (※)	45.0	19.0
S61.4.1			20.0					24.0
(S61.4)			20.0					24.0
(H 5.9)	41.0	32.5	23.0	19.5	17.5	45.0	24.0	
H 8.1.1		38.5						
H13.1.1		41.0						
H14.4.1		41.0						
H16.1.1	41.0	41.0	23.0	19.5	17.5	45.0	24.0	
(H16.4)								
H26.4.1								
H30.4.1								
R5.4.1	41.0	25.0	30.0	20.0	21.5			

(※) 房総臨海地区は、基本料金のほかに経営負担金(5円/m<sup>3</sup>)を負担していただきます。

注1 太字は、現行料金です。

注2 料金は消費税抜きの表示です。

注3 平成16年4月1日から東葛地区と葛南地区が統合され、東葛・葛南地区になりました。

## (6) 水質

工業用水の水質基準は、次表のとおり条例第22条に定められています。

項 目	基 準
水 温	常温
濁 度	15度以下
P H	6.0以上 8.5以下

(北総地区は除く)

水質基準に対応するため、工業用水の各浄水場では沈殿処理を行いますが、ろ過処理や滅菌処理は行っていません。

したがって、工業用水を使用するに当たっては、工業用水の水質の特徴を十分理解した上で、使用者が必要に応じて処理設備を設置してください。

### ■水質情報（配水水質の測定結果）

千葉県ホームページ

ホーム > しごと・産業・観光 > 企業誘致 > 工業用水道 > 工業用水道事業関係 >

千葉県工業用水道事業の概要 > 水質情報

<https://www.pref.chiba.lg.jp/suidou/kyshisetsu/kougyouyousui/suishitsu/index.html>



## 2 工業用水の申込み

### (1) 新規給水申込み (条例第8条)

工業用水の給水を受けるためには、事業内容、使用計画、使用開始時期、配管計画、基本水量等の事前協議を行います。事業所の所在地及び基本水量等により配水管布設工事や給水施設工事等に長時間を要する場合がありますので、お早めにお申し込みください。

なお、配水管・給水施設等の工事費は申込者負担となります。

また、原則として基本水量を減量することはできませんので、申込みに当たっては十分に御注意ください。

(確認事項)

- ①工業用水道の給水区域内にある事業所であること。
- ②水圧等技術的に供給が可能であること。
- ③布設ルート・工事工法が道路環境及び技術面で可能であること（費用負担額が変わります）。

<提出書類>

申請書：基本給水申込書（第2号様式）・・・・・・P15～16 参照

添付資料：①履歴事項全部証明書

（各1部） ②工業用水の使用計画書

③用・排水のフローシート

④製造工程の概略

⑤過去3か年の決算報告書

⑥会社案内

} 新設などにより、未作成の場合は不要

※北総地区については基本給水申込納付金(基本水量×24時間×200,000円×(1+消費税等の率))が必要になります。

### (2) 基本水量を増量したいとき (条例第10条)

事業計画に基づく増産等に伴い基本水量の増量を希望するときは、以下の申込みが必要になります。

企業局長は地区事業の給水能力に余裕があるときは承認しますが、給水施設の条件を満たさない増量を希望する場合は、給水施設の変更が必要となります。

<提出書類>

申込書：基本水量変更申込書（第3号様式）・・・・P16 参照

### (3) 一時的に工業用水を使用したいとき (特定給水) (条例第11条)

一定の期間において所定の水量を供給することを特定給水といいます。

特定給水を受けようとする場合は、以下の申込みが必要になります。

使用期間については、具体的な規定はありませんが、目安として3か月程度としています。

<提出書類>

申込書：特定給水申込書（第5号様式）・・・・・・P17 参照

添付資料：工事工程、会社概要

（各1部）

#### (4) 給水施設等の申請（条例第12条）

新規受水に伴う給水施設等の工事に際しては、以下の申請手続きが必要になります。

##### ①給水施設工事

＜提出書類＞

申請書：①給水施設工事の設計及び施行承認申請書（第6号様式）・・・P17 参照

添付資料：給水施設等工事施工計画書・添付図(案内図、平面図等)

②受水槽設置届出書（第19号様式）……………P21 参照

①と同時に提出する。

③給水施設工事立会検査申請書（第8号様式）……………P18 参照

④給水施設工事設計変更承認申請書（第7号様式）……………P18 参照

届出書：給水施設使用開始（停止・廃止）届出書（第10号様式）・・・P19 参照

※ 詳細につきましては、下記の「給水施設等の施工要領」を御覧ください。

※ 条例に基づく申請・届出等は、給水施設（給水管及びこれに付随する量水器までの施設等）に係る工事が対象です。流末施設（量水器から受水槽までの施設等）に係る工事については、工業用水の供給条件に適合しているか確認するため、必要書類を提出していただく場合がありますので、工事を行う前に所管の工業用水道事務所へ御相談ください。

#### ■給水施設等の施工要領

千葉県ホームページ

ホーム>しごと・産業・観光>企業誘致>工業用水道>企業局工業用水部の所属一覧>工業用水部施設設備課>給水施設等の施工要領

<https://www.pref.chiba.lg.jp/suidou/kyshisetsu/kougyouyousui/gaiyou/shikouyouryou.html>

##### ②配水施設工事

＜提出書類＞

①工業用水道配水管分岐工事について（協議）（別記様式-1）……………P23 参照

②使用材料及び施工計画書について（協議）（別記様式-6）……………P26 参照

③工事着工届（別記様式-8）……………P27 参照

④工事完成通知書（別記様式-9）……………P28 参照

⑤工事検査実施通知書（別記様式-10）……………P28 参照

⑥配水施設（分岐管）引渡書（別記様式-12）……………P30 参照

※ 詳細につきましては、下記の「配水施設施行の手引き」を御覧ください。

※ 工事を行う前に所管の工業用水道事務所へ御相談下さい。

#### ■配水施設施行の手引き

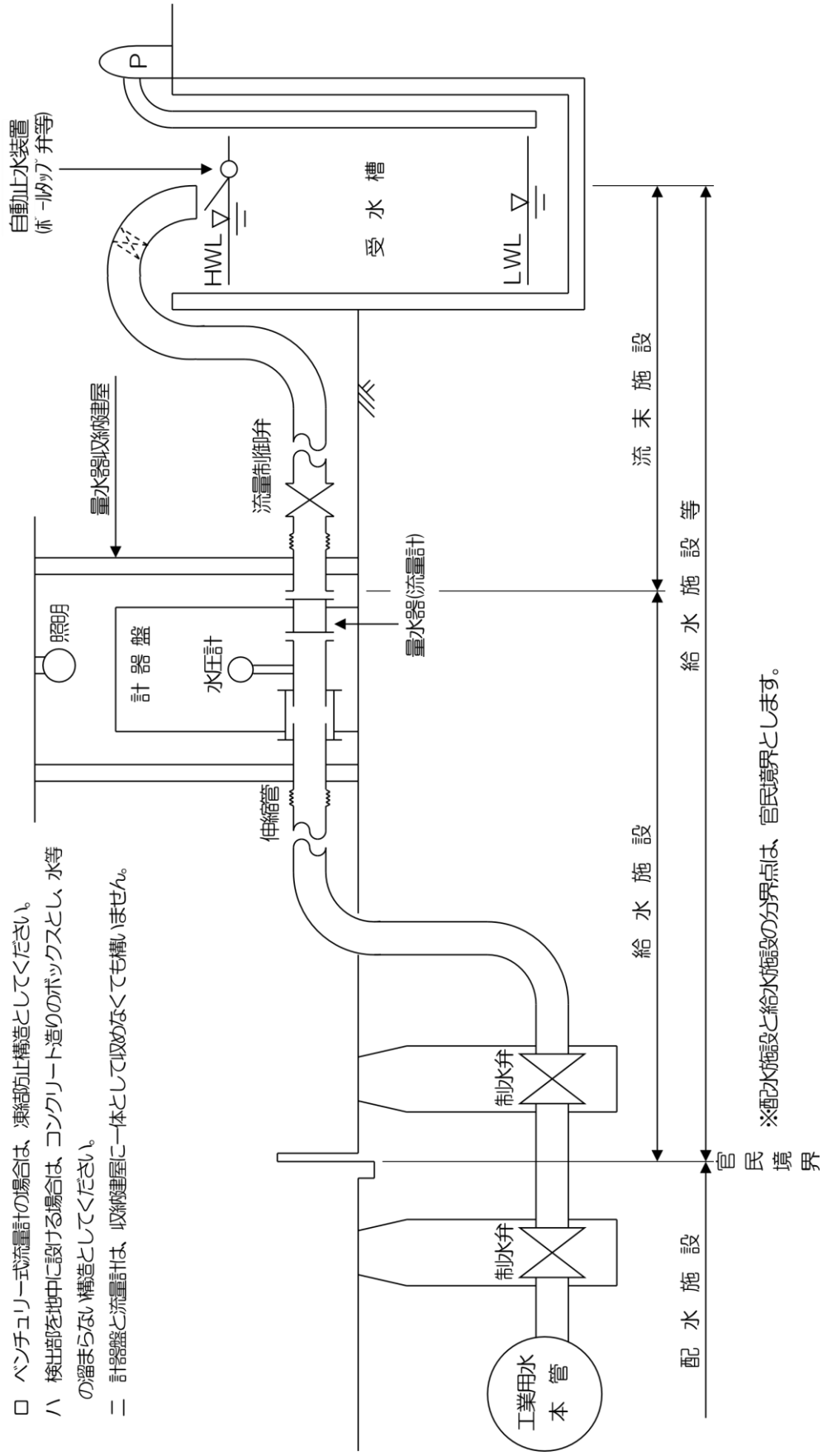
千葉県ホームページ

ホーム>しごと・産業・観光>企業誘致>工業用水道>企業局工業用水部の所属一覧>工業用水部施設設備課

<https://www.pref.chiba.lg.jp/suidou/kyshisetsu/documents/haisuitebiki.pdf>

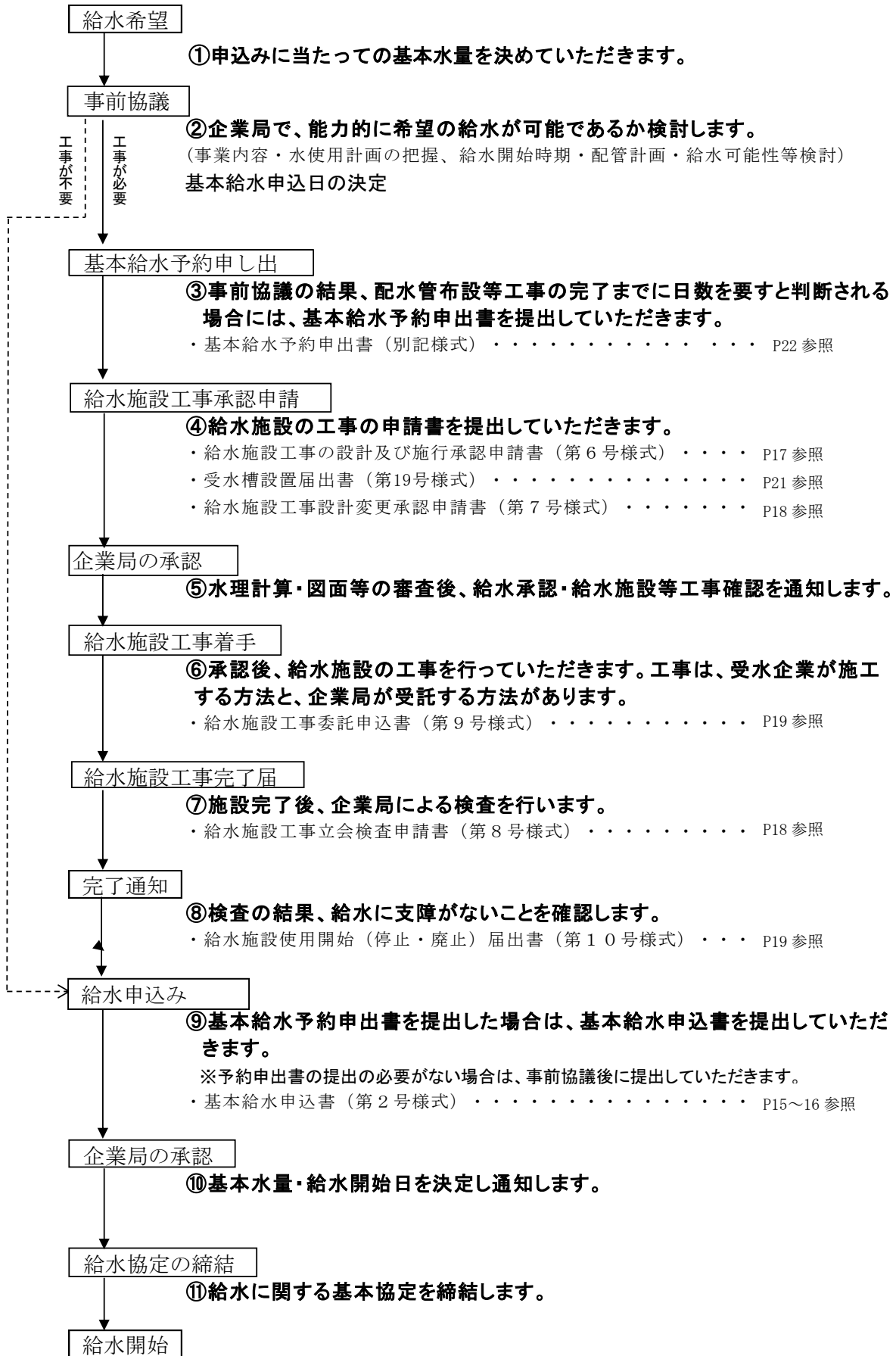
## 給水施設等の模式図

- 注) イ 収締建屋は、風雨を避ける構造としてください。  
 ロ ハンチユリー式流量計の場合は、凍結防止構造としてください。  
 ハ 検出部を地中に設ける場合は、コンクリート造りのボックスとし、水の溜まらない構造としてください。  
 ニ 計器盤と流量計は、収締建屋に一体として収めなくても構いません。

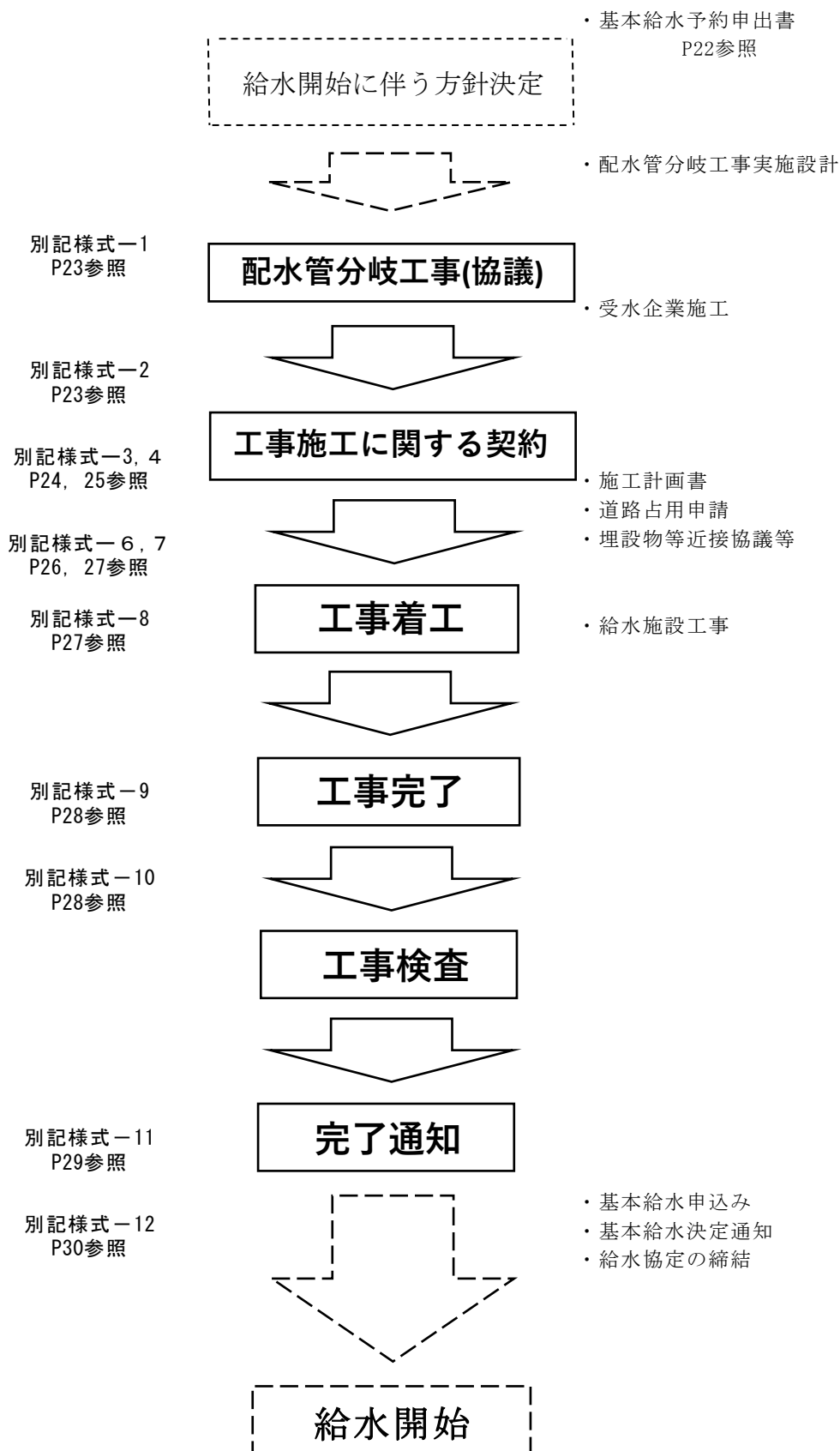


※配水施設と給水施設の分界点は、官民境界とします。

## (5) 給水開始までの手続き



(6) 配水管分岐工事施工に係る手続き



### 3 権利の譲渡、承継、届出内容に変更があったとき

#### (1) 権利を譲渡するとき (条例第5条)

工業用水の受水及び使用に関する権利又は義務は、企業局長の承認を得なければ譲渡又は引き受けさせることができません。

権利譲渡は、地区により取扱いが異なっています。平成18年度及び22年度の意見交換会等で権利譲渡の緩和について検討し、「東葛・葛南地区」、「千葉地区」、「五井市原地区」、「五井姉崎地区」、「房総臨海地区」及び「木更津南部地区」の6地区については、別紙のとおり変更されています。・・・P31～35参照

申請に当たっては、以下の手続きが必要になります。

<提出書類>

申請書：権利譲渡承認申請書(連名)・・・P21参照

基本水量変更申込書(第3号様式)・・・P16参照

添付資料：①工業用水の譲渡契約書(写し)

- (各1部) ②工業用水の使用計画書  
③用・排水のフローシート  
④製造工程の概略  
⑤過去3か年の決算報告書  
⑥会社案内

※売買契約書には、下記の停止条項を設けてください。

(千葉県の承認)

第 条 本契約の権利譲渡は、千葉県の承認を条件とする。

※譲受企業については、②～⑥について提出して頂きます。

#### (2) 権利を承継したとき (条例第6条)

相続、合併又は分割により工業用水を利用する権利を承継したとき、承継者は、以下の届出が必要になります。

なお、使用者の地位承継と権利譲渡では提出書類が異なります。

<提出書類>

届出書：使用者の地位承継届出書(第1号様式)・・・P15参照

添付資料：①履歴事項全部証明書

#### (3) 商号、住所が変わったとき (条例第16条)

契約内容のいずれかが変わったときは、以下の届出が必要になります。

なお、代表者のみ変更の場合の届出は不要です。

<提出書類>

届出書：給水施設の所有者の氏名(名称)・住所変更届出書

(第12号様式)・・・P20参照

添付資料：①履歴事項全部証明書

#### 4 申請・届出様式

##### (千葉県工業用水道施行規程等様式)

様式	項 目	関係条項	使用者	企業局
1	使用者の地位承継届出書	条例第6条	使用者➡	地区担当事務所へ
2	基本給水申込書	条例第8条	使用者➡	地区担当事務所へ
3	基本水量変更申込書	条例第10条	使用者➡	地区担当事務所へ
4	特定給水供給同意書	条例第11条第2項	使用者➡	地区担当事務所へ
5	特定給水申込書	条例第11条第3項	使用者➡	地区担当事務所へ
6	給水施設工事の設計及び施行承認申請書	条例第12条第1項	使用者➡	地区担当事務所へ
7	給水施設工事設計変更承認申請書	条例第12条第1項	使用者➡	地区担当事務所へ
8	給水施設工事立会検査申請書	条例第12条第2項	使用者➡	地区担当事務所へ
9	給水施設工事委託申込書	条例第12条第3項	使用者➡	地区担当事務所へ
10	給水施設使用開始(停止・廃止)届出書	条例第16条第1項	使用者➡	地区担当事務所へ
11	給水施設所有権移転届出書	条例第16条第2項第1号	使用者➡	地区担当事務所へ
12	給水施設の所有者の氏名(名称)・住所変更届出書	条例第16条第2項第2号	使用者➡	地区担当事務所へ
13	基本給水決定通知書	条例第9条		企業局
14	基本水量変更決定通知書	条例第10条		企業局
15	特定給水供給水量決定通知書	条例第11条第2項		企業局
16	特定給水決定通知書	条例第11条第4項		企業局
17	使用水量通知書	条例第21条		企業局
18	料金減免決定通知書	条例第27条		企業局
19-1	受水槽設置届出書	条例第14条	使用者➡	地区担当事務所へ
19-2	料金徴収猶予(分納)許可申請書	条例第7条の2第1項	使用者➡	地区担当事務所へ
19-3	延滞金減免申請書	条例第7条の2第2項	使用者➡	地区担当事務所へ
	権利譲渡承認申請書	条例第5条	使用者➡	地区担当事務所へ
	基本給水予約届出書	条例第8条	使用者➡	地区担当事務所へ
				…P15 参照
				…P15 参照
				…P16 参照
				…P17 参照
				…P17 参照
				…P18 参照
				…P18 参照
				…P19 参照
				…P19 参照
				…P20 参照
				…P20 参照
				…P21 参照
				…P21 参照
				…P22 参照

(配水施設の施行に係る様式)

様式	項 目	使用者	企業局
1	工業用水道配水管分岐工事について (協議)	使用者➡	地区担当事務所へ
3	工業用水道配水管分岐工事について (回答)		⇨ 企業局
4	配水管(分岐管)布設工事の実施に関する契約書	使用者➡	⇨ 企業局
6	使用材料および施工計画書について (協議)	使用者➡	地区担当事務所へ
7	使用材料および施工計画書について		⇨ 企業局
8	工事着工届	使用者➡	地区担当事務所へ
9	工事完成通知書	使用者➡	地区担当事務所へ
10	工事検査実施通知書		⇨ 企業局
11	工事検査結果通知書		⇨ 企業局
12	配水施設 (分岐管) 引渡書	使用者➡	地区担当事務所へ

…P23 参照

…P24 参照

…P25 参照

…P26 参照

…P27 参照

…P27 参照

…P28 参照

…P28 参照

…P29 参照

…P30 参照



第一号様式(第二条第一号)

使用者の地位承継届出書

年 月 日

千葉県企業局長

様

所在地  
名称  
代表者氏名

千葉県工業用水道条例第6条の規定により、次のとおり工業用水道の使用者の地位を承継したのでお届けします。

受水場所	
受水事業所名	
承継年月日	年 月 日
承継の原因	
前使用者	所在地
	名称
	代表者氏名

第二号様式(第二条第二号)

基本給水申込書

年 月 日

千葉県企業局長

様

所在地  
名称  
代表者氏名

千葉県工業用水道条例第8条の規定により、次のとおり給水を受けたいので申し込みます。

受水場所		
受水事業所名		
基本水量	立方メートル/時	
基本水量に係る 使用水量	立方メートル/日	
	立方メートル/日	
工業用水使用計画	冷却用	立方メートル/日
	洗浄用	立方メートル/日
	ボイラー用	立方メートル/日
	原料用	立方メートル/日
	用	立方メートル/日
備考	給水開始希望年月日	年 月 日から

第二号様式(第二条第二号)の裏面

工業用水使用現況

主要 製品名	用 水 量 (立方メートル/日)					
	淡 水			海 水		
	自 家 用 水	購 入 水	小 計	自 家 用 水	購 入 水	小 計

工業用水需要の見通し

区 分	年度別		年度		年度		年度		年度	
	淡 水	海 水	淡 水	海 水	淡 水	海 水	淡 水	海 水	淡 水	海 水
需 要 量 (立方メートル/日)										
比 (パーセント)										

第三号様式(第二条第三号)

基本水量変更申込書

年 月 日

千葉県企業局長 様

所 在 地  
名 称  
代表者氏名

千葉県工業用水道条例第10条の規定により、次のとおり基本水量を変更したいので申し込  
みます。

受 水 場 所	増 加 (減 量) 申 込 量			増 加 (減 量) 後 の 使 用 水 量
受 水 事 業 所 名	増 加 水	減 量	申 込 量	申 込 後 の 使 用 水 量
区 分	当 分	初 分	増 加 (減 量) 申 込 量	増 加 (減 量) 後 の 使 用 水 量
基 本 水 量	立方メ ートル/時	立方メ ートル/時	立方メ ートル/時	立方メ ートル/時
基 本 水 量 使 用 量	立方メ ートル/日	立方メ ートル/日	立方メ ートル/日	立方メ ートル/日
水 量 変 更 の 理 由				

第五号様式(第二条第五号)

特 定 給 水 申 込 書

年 月 日

千葉県企業局長

様

所在地  
名称  
代表者氏名

千葉県工業用水道条例第111条第3項の規定により、特定給水を受けたいので  
次のとおり申し込みます。

受水場所		
受水事業所名		
区分	基本水量	特定水量
	立方メートル/日	立方メートル/日
特定水量	立方メートル/時	立方メートル/時
使用期間	年 月 日から	年 月 日まで
備考		

第六号様式(第二条第六号)

給水施設工事の設計及び施行承認申請書

年 月 日

千葉県企業局長

様

所在地  
名称  
代表者氏名

千葉県工業用水道条例第12条第1項の規定により、次のとおり給水施設工事  
の設計及び施行について承認を受けたいので申請します。

給水施設工事場所	
受水事業所名	
工事の種類	
工事の概要	
設計書 図面 その他添付書類	
工事予定期間	着工予定年月日 完成予定年月日
備考	

給水施設工事設計変更承認申請書

年 月 日

千葉県企業局長

様

所在地  
名称  
代表者氏名

千葉県工業用水道条例第12条第1項の規定により、次のとおり給水施設工事の設計を変更したいので承認くださるよう申請します。

給水施設工事場所	
事業所名	
工事設計の種別	新設・増設・改造・変更・撤去
設計変更の要点	
設計変更の理由	

給水施設工事立会検査申請書

年 月 日

千葉県企業局長

様

所在地  
名称  
代表者氏名

千葉県工業用水道条例第12条第2項の規定により、次のとおり給水施設工事の立会検査を受けたいので申請します。

給水施設工事場所	
工事名	
給水施設工事予定期間	
その他の	

第九号様式(第二条第九号)

給水施設工事委託申込書

年 月 日

千葉県企業局長

様

所在地  
名称  
代表者氏名

千葉県工業用水道条例第12条第3項の規定により、次のとおり給水施設工事の  
施行を委託したいので申し込みます。

給水施設工事場所	
受水事業所名	
工事の種類	
工事の概要	
工事完成希望年月日	年 月 日

第十号様式(第二条第十号)

給水施設使用開始(停止・廃止)届出書

年 月 日

千葉県企業局長

様

所在地  
名称  
代表者氏名

千葉県工業用水道条例第16条第1項の規定により、次のとおり工業用水の使用を開始  
(停止・廃止)したいのでお届けします。

受水場所	
受水事業所名	
基本水量の1日当たりの使用水量	立方メートル/日
使用開始(停止・廃止)年月日	年 月 日
使用停止期間	年 月 日から 年 月 日まで
理由	由

第十一号様式(第二条第十一号)

給水施設所有権移転届出書

年 月 日

千葉県企業局長

様

所在地  
名称  
代表者氏名

千葉県工業用水道条例第16条第2項第1号の規定により、次のとおり所有権を移転したてお届けします。

移転前の所有者の 名称又は氏名	
移転後の所有者の 名称又は氏名	
移 転 内 容	
理 由	

第十二号様式(第二条第十二号)

給水施設の所有者の氏名(名称)・住所変更届出書

年 月 日

千葉県企業局長

様

所在地  
名称  
代表者氏

千葉県工業用水道条例第16条第2項第2号の規定により、次のとおり名称(氏名・住所)を変更したのでお届けします。

変 更 前	
変 更 後	
理 由	

受水槽設置届出書

年 月 日

千葉県企業局長

様

所在地  
名称  
代表者氏名

権利譲渡承認申請書

年 月 日

千葉県企業局長

様

申請者 譲渡しようとする者  
所在地  
名称  
代表者氏名  
譲り受けようとする者  
所在地  
名称  
代表者氏名

千葉県工業用水道条例第14条の規定により、次のおり受水槽を設置したいので、  
お届けします。

受水槽設置場所	
貯水可能水量	立方メートル
受水槽の構造	
設置予定年月日	年 月 日
備考	

千葉県工業用水道条例第5条の規定により、次のおり譲渡したいので  
申請します。

譲渡しようとする者の 水場	譲渡しようとする者の 水場	
譲渡しようとする者の 事業所	譲渡しようとする者の 事業所	
譲渡しようとする基本水量	譲渡しようとする基本水量	(m <sup>3</sup> /時)
譲渡しようとする基本水量 に係る使用水量	譲渡しようとする基本水量	(m <sup>3</sup> /日)
譲渡年月日	譲渡年月日	
譲り受けようとする者の 水場	譲り受けようとする者の 水場	
譲り受けようとする者の 事業所	譲り受けようとする者の 事業所	
上記受水事業内容 における事業内容	上記受水事業内容	
譲り受けようとする者の 用途	譲り受けようとする者の 用途	

### 基本給水予約申出書

年 月 日

千葉県企業局長 様

所在地  
名称  
代表者氏名

千葉県工業用水道条例第8条の規定により基本給水を受けることを希望しますので、「工業用水道配水管布設等工事に関する契約書の締結等に係る事務処理要領」3により本書のとおり申し出ます。

なお、基本給水申込書（千葉県工業用水道条例施行規程第二号様式）については、下表の基本給水申込書提出日までに提出いたします。

受水場所	
受水事業所名	
基本水量	(m <sup>3</sup> /時)
給水開始希望年月日	年 月 日
基本給水申込書提出日	年 月 日
備考	



年 月 日

〇 〇 〇 第 号  
年 月 日

千葉県企業局長  
〇〇 〇〇 様

千葉県企業局長 様

所在地  
名称  
代表者氏名

〇〇工業用水道事務所長

工業用水道配水管分岐工事について (協議)

工業用水道配水管分岐工事について (副申)

工業用水道配水管分岐工事に関し、下記により協議いたします。

このことについて、〇〇〇〇株式会社から別添のとおり協議がありましたが、本工事は〇〇〇〇地区配水管から〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社敷地内への分岐工事であり、内容を確認したところ特に支障ないものと判断されますので副申します。

記

- 1. 施工場所
- 2. 施工方法 受水者施工
- 3. 施工予定年月日 年 月 日
- 4. 設置理由 工業用水受水のため
- 5. 受水予定年月日 年 月 日  
※受水予定量： 〇〇m<sup>3</sup>/日 (新規)

6. 添付図面 案内図、平面図、縦断面図、標準断面図  
(公道上の配管が分かる様な図面とすること)

担当者  
〇〇課 職氏名

(別記様式一3)

企 工 施 第 号  
年 月 日

〇〇〇〇株式会社  
代表取締役 〇〇 〇〇 様

千葉県企業局長 〇〇 〇〇

工業用水道配水管分岐工事について (回答)

〇〇年〇〇月〇〇日付けで協議のありましたこのことについて、別添「〇〇地区工業用水道配水管(分岐管)布設工事の実施に関する契約書」の締結を条件に、貴社が施工することに同意します。

つきましては、別添契約書2通にそれぞれ押印のうえ、2通返送願います。その後、当局がそれぞれ押印し、1通返送いたします。

担当者  
千葉県企業局 工業用水部  
施設設備課 施設班 〇〇 〇〇  
TEL 043-307-2407

2 甲は、前項の届け出を受けた後、工事施工状況の確認及び把握を行い、契約の適正な履行を確保するものとし、工事完成時には完成検査を行うものとする。

(財産の帰属)

第7条 乙は、前条第2項に規定する完成検査が終了した後、関係書類を添付し、書面により甲に引き渡すものとする。

2 前項の引き渡しにより、工事によって完成した施設（以下「新規施設」という。）の所有権は甲に帰属するものとする。

(瑕疵担保)

第8条 新規施設に瑕疵があるときは、甲は前条に規定する引き渡しを受けた日から2年以内において、瑕疵の修補を乙に請求できるものとする。

(損害賠償責任)

第9条 乙は当該工事に起因して、甲または受水権利者等第三者に損害を与えた場合は、甲の指示に従うとともに、その賠償責任等の責を負うものとする。

(附 則)

第10条 この契約書に定めのない事項、またはこの工事の実施にあたり疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため本書2通を作成し、甲・乙それぞれ記名押印のうえ各自1通を保有する。

〇〇年〇月〇日

甲 千葉市花見川区幕張町 5-417-24  
千葉県  
千葉県企業局長 〇〇〇〇

乙 〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
〇〇〇〇〇〇株式会社  
代表取締役社長 〇〇〇〇

〇〇〇〇地区工業用水道配水管(分岐管)  
布設工事の実施に関する契約書

千葉県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇株式会社（以下「乙」という。）とは、工業用水道配水管布設工事（以下「工事」という。）の実施に関し、次のとおり契約を締結する。

(工事の範囲及び内容)

第1条 工事箇所は、千葉県〇〇市〇〇〇〇地先とし、工事内容は、既設工業用水道管から分岐して、官民境界線まで引き込み配管工事を実施するものとする。

2 給水開始予定日 〇〇年〇〇月〇〇日、当初給水量〇〇m<sup>3</sup>/日。

3 設計給水量 〇〇m<sup>3</sup>/日

(施工主体及び期限)

第2条 工事は乙が施工し、この契約締結後、すみやかに完成させるものとする。

(費用の負担)

第3条 工事に伴い生じる費用は、全額乙が負担するものとする。

(施工方法)

第4条 工事の施工方法は、不断水工法を用いて行うものとする。

(施工協議及び安全管理)

第5条 乙は、工事の施工にあたり、事前に使用材料・施工計画書等を甲と協議し、承諾を得るものとする。

2 乙は、公道部や公共用地の施工については、事前に必要に応じて各々の管理者及び所轄警察署の許可を受けなければならない。

3 乙は、工事故のないよう安全管理に十分注意を払わなければならない。

(報告義務)

第6条 乙は、工事に着手するとき及び工事が完成したときは、書面により甲にその旨を届けるものとする。

(別記様式ー5)

企 工 施 第 号  
年 月 日

〇〇工業用水道事務所長 様

千葉県企業局  
〇〇工業用水道事務所  
所長 〇〇 〇〇 様

施設設備課長

所 在 地  
名 称  
代表者氏名

工業用水道配水管分岐工事について (通知)

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇〇号で副申のあった、〇〇株式会社によるこのことについて、別添(写)のとおり契約を締結しましたので通知します。  
また、本工事の実施にあたり、施工協議等指導方よりしくお取計らい願います。

使用材料および施工計画書について (協議)

このことについて、〇〇地区工業用水道配水管(分岐管)布設工事の実施に関する契約書第5条第1項の規定により協議いたします。

担当者  
千葉県企業局 工業用水部  
施設設備課 施設班 〇〇 〇〇  
TEL 043-307-2407

(別記様式ー6)

年 月 日

(別記様式一 7)

〇〇〇 年 〇 月 〇 日

〇〇〇〇株式会社  
代表取締役 〇〇〇〇 様

千葉県企業局  
〇〇工業用水道事務所  
所長 〇〇 〇〇

使用材料および施工計画書について

このことについて、〇〇地区工業用水道配水管（分岐管）布設工事の実施に関する  
契約書第5条第1項の規定により承諾します。

(別記様式一 8)

年 月 日

〇〇工業用水道事務所  
所長 〇〇 〇〇 様

所在地  
名称  
代表者氏名

工事着工届

下記のとおり着工しましたので、〇〇地区工業用水道配水管（分岐管）布設工事の  
実施に関する契約書第6条の規定により通知します。

記

1. 工事名称 〇〇地区工業用水道配水管（分岐管）布設工事

2. 工事箇所

3. 工事期間 自 年 月 日  
至 年 月 日

年 月 日

〇〇〇第 号  
年 月 日

〇〇工業用水道事務所  
所長 〇〇 〇〇 様

〇〇〇〇株式会社  
代表取締役社長 〇〇〇〇 様

所在地  
名称  
代表者氏名

千葉県企業局  
〇〇工業用水道事務所  
所長 〇〇 〇〇

工事完成通知書

工事検査実施通知書

下記工事は、 年 月 日をもって完成しましたので、これを確認する検査をお願いしたく、〇〇地区工業用水道配水管（分岐管）布設工事の実施に関する契約書第6条の規定により通知します。

このことについて、下記のとおり完成検査を実施するので通知します。

記

記

1. 工事名称 〇〇地区工業用水道配水管（分岐管）布設工事

1. 工事名称 〇〇地区工業用水道配水管（分岐管）布設工事

2. 工事箇所

2. 工事箇所 地先

3. 工事期間 自 年 月 日  
至 年 月 日

3. 検査年月日 年 月 日

4. 検査員

(別記様式一 1 1)

〇〇〇 第 〇 〇 〇 号  
年 月 日

〇〇〇〇株式会社  
代表取締役社長 〇〇〇〇 様

千葉県企業局  
〇〇工業用水道事務所  
所長 〇〇 〇〇

工事検査結果通知書

年 月 日付けの工事完成通知書に基づき完成検査を行ったところ、  
下記のとおり完成を認めます。

記

1. 工 事 名 称 〇〇地区工業用水道配水管（分岐管）布設工事
2. 工 事 簡 所 地先
3. 検 査 年 月 日 年 月 日
4. 検 査 員

年 月 日 引渡物件の概要

千葉県企業局長  
〇〇 〇〇 様

1 譲渡資産の所在地  
千葉県〇〇〇市〇〇〇区〇〇〇

所在地  
名称  
代表者氏名

2 譲渡資産の名称及び数量

(1) 配管  
名称  
長さ  
材質  
口径

配水施設（分岐管）引渡書

下記工事については、〇〇地区工業用水道配水管（分岐管）布設工事の実施に関する契約書第6条の規定による工事の完成検査が完了したので、第7条の規定により、配水施設を引渡したく申し出ます。

(2) 弁  
名称  
台数  
形式  
材質  
口径

記

1. 工事名称 〇〇地区工業用水道配水管（分岐管）布設工事

2. 工事箇所

3. 工事期間 自 年 月 日  
至 年 月 日

4. 引渡物件 別紙参照



## 権利水量の譲渡の取扱い（通知）

企工管第 187 号

平成 19 年 3 月 9 日

（東葛・葛南地区/木更津南部地区）の権利水量の譲渡の取扱いについて  
東葛・葛南地区及び木更津南部地区における権利水量の譲渡の取扱いについて  
は、下記のとおりとする。

### 記

- 1 同一地区受水企業間の権利水量の譲渡について
  - (1) 同一地区内の譲渡の承認  
同一地区内において、増量を必要とする企業と余裕水を有する企業間の一般的な譲渡に関し協議が整い、かつ給水技術上支障がないと認められたときは、権利水量の譲渡を認めるものとする。
- 2 関連会社等への権利水量の譲渡  
下記（1）又は（2）に該当する場合の権利水量の譲渡については認める。
  - (1) 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年 11 月 27 日大蔵省令第 59 号）第 8 条で規定する親会社、子会社及び関連会社の間譲渡は、従前のとおり認める。
  - (2) 土地の隣接する企業間の譲渡、又は既受水企業の跡地を利用する企業への譲渡は認める。  
なお、土地の隣接には、道路を介して接している場合も含む。
- 3 新規に受水する企業への譲渡  
受水企業から同じ地区で新規に受水しようとする企業（前掲 2 の関連会社等は除く）への権利水量の譲渡については認める。  
この場合において、企業庁長が譲渡を承認する水量は、当該新規受水企業が必要とする水量の 2 分の 1 以内とし、残りの水量は当該地区の未売水を配分するものとする。
- 4 権利水量の譲渡の通知について  
県条例に基づき権利水量の譲渡が承認された場合は、その旨を当該地区の受水企業に通知するものとする。
- 5 適用日  
本取扱は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

※ この通知文にある下線部の「企業庁長」は、令和 3 年度現在、以下のとおり変更となっています。

企業庁長 → 企業局長

## 千葉県工業用水道事業関連 4 地区の権利水量の譲渡の取扱いについて

千葉県工業用水道事業関連 4 地区（千葉地区、五井市原地区、五井姉崎地区、房総臨海地区）の権利水量の譲渡の取扱いについては、次のとおりとする。

なお、新規需要が発生した場合は、原則として房総臨海地区の未売水を配分するものとする。

※上記下線部は、別紙 H23.3.10「工水利用促進のための 3 提案」により取扱いが変わりました。

### 1 同一地区受水企業間の権利水量の譲渡について

#### (1) 同一地区内の譲渡の承認

同一地区内において、増量を必要とする企業と余裕水を有する企業間の一般的な譲渡に関し協議が整い、かつ給水技術上支障がないと認められたときは、権利水量の譲渡を認めるものとする。

なお、地区を異にする受水企業間の権利水量の一般的な譲渡は、従前どおり認められないものとする。

#### (2) 譲渡に際しての当事者以外の企業の同意

前記(1)に該当する譲渡に係る当事者以外の企業の同意については、現行の各地区の「建設等に関する協定書」等で規定する取扱いとする。

##### <各地区の規定>

- ・千葉地区と五井姉崎地区は、同意を要する
- ・五井市原地区は、事前通知を行う
- ・房総臨海地区は、同意規定はなし（同意を不要とする）

(注) 平成 2 年度以降の新規受水に係る協定においては同意規定はなし

※上記下線部は、別紙 H23.3.10「工水利用促進のための 3 提案」により取扱いが変わりました。

### 2 関連会社への権利水量の譲渡について

関連会社への権利水量の譲渡については、従前どおり認めるものとする。

(注) 関連会社とは「あらかじめ親会社の権利水量に含まれている会社」をいうが、次の場合も関連会社とみなす。

#### ① 同一資本系列企業間の譲渡（資本系列が同一であれば「あらかじめ親会社の権利水量に含まれている会社」でなくとも関連会社とみなす）

なお、同一資本系列企業とは、証券取引法に基づく株式公開に係る「連結財務諸表等規則」による連結決算の対象となる子会社と関連会社をいうものとする。

<要件>

ア 子会社 : 持ち株比率が50%を越えている場合等

イ 関連会社 : 持ち株比率が20%以上・50%未満の場合等

- ② 工場立地に関連がある企業間の譲渡（土地の隣接及び跡地利用の会社は「資本系列が同一」でなくとも関連会社とみなす）

なお、土地の隣接とは、直接接している場合をいうが道路を介して接している場合も含めるものとする。

- 3 新規に受水する企業への譲渡（平成19年4月1日 追加）

房総臨海地区の受水企業から同じ地区で新規に受水しようとする企業（前掲2の関連会社等は除く）への権利水量の譲渡については認める。

この場合において、企業庁長が譲渡を承認する水量は、当該新規受水企業が必要とする水量の2分の1以内とし、残りの水量は当該地区の未売水を配分するものとする。

- 4 譲渡に際しての情報提供のルール化について

同一地区内の受水企業間の一般的な譲渡が可能となったことに伴い、増量を計画する企業から、他の企業が「余裕水の保有の有無にかかわらず情報提供を公平に受けられる」ルールを次のとおり定めるものとする。

なお、県は情報提供に際し、未売水の解消を図る立場から、増量を計画する企業への売水に努めるものとする。

<情報提供のルール>

増量を計画する企業から、県へ譲渡（受）の相手先を見つけるための要請があった場合には、県はその旨当該地区の支部長（千葉県工業用水協会の支部長）に対して情報を提供することとし、支部長は会員受水企業に対して当該情報を提供することとする。

- 5 権利水量の譲渡承認の通知について

県条例に基づき権利水量の譲渡が承認された場合は、その旨当該地区の受水企業に通知するものとする。

- 6 適用日について

本取扱は、平成13年4月1日から適用する。

(附則)

本取扱は、平成19年4月1日から適用する。

※ この通知文にある下線部の「企業庁長」は、令和3年度現在、以下のとおり変更となっています。

企業庁長 → 企業局長

## 工水利用促進のための3提案の実施について

H23. 3. 10

### 1 経緯

工業用水の利用促進策の一環として、工業用水部から3つの提案を行っていたところであるが、本年度にあらためてアンケートの実施や関係機関等との調整を進めたところである。

この結果、実施に向けた調整が進んだことから、次のとおり実施することとした。

### 2 3提案の概要

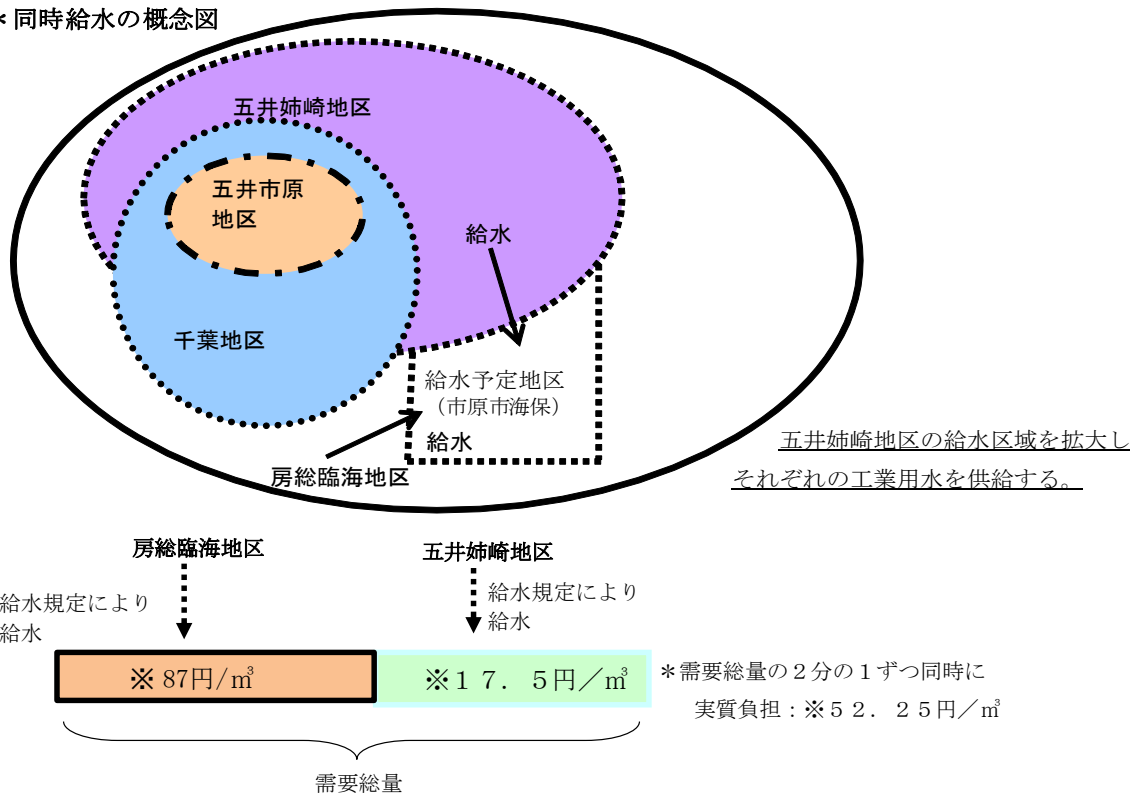
#### ① 同時給水（組合せ販売）

房総臨海地区実質料金は1 m<sup>3</sup>当り※87円と県内他地区に比べても高く、売水が進まない状況にある。

そこで、これまでは房総臨海地区の未売水を最優先に売水することとしていたが、今後は、同地区と五井姉崎地区の未売水を同時に給水し、実質的負担を軽減して売水することとする。

なお、五井姉崎地区の未売水については、佐倉地区への工業用水供給の経緯から佐倉地区しか利用できない状況にあったが、本年度、関係機関と協議の結果、佐倉地区以外の方井姉崎地区でも受水できる合意が整ったところである。

#### \* 同時給水の概念図



※ 房総臨海地区の実質料金は令和5年4月1日現在、58円/m<sup>3</sup>となっています。  
 また、五井姉崎地区の料金は、令和5年4月1日現在、20円/m<sup>3</sup>となっています。  
 これにより、五井姉崎地区との同時給水による実質負担は39円/m<sup>3</sup>となっています。

なお、五井姉崎地区の未売水が解消した段階で、あらためて千葉、五井市原、五井姉崎の3地区の未利用水の活用を検討する。

② 基本給水申込納付金の廃止

本納付金は、社会経済状況の変化等により工業用水需要拡大の障害となっていたことから、平成 18 年度末をもって、未売水を多く抱える東葛・葛南、房総臨海及び木更津南部の 3 地区の当該納付金を廃止したところである。

今後、基本給水申込納付金が同時給水の際に支障等となっていることから全量契約済の地区も含め、本納付金制度を廃止する。(廃止予定地区：千葉地区、五井市原地区、五井姉崎地区)

(注) 基本給水申込納付金は、建設事業中の申込企業が納付した「受益者負担金」やその後の「既往負担金」に代わるものとして、平成 2 年度以降の新たな給水申込企業が納付【1m<sup>3</sup>当り 20 万円 (税別)】

③ 権利譲渡手続きの簡素化

工業用水の受水及び使用に関する権利又は義務は、企業庁長の承認を得なければ譲渡し、又は引き受けさせることができない。権利譲渡は一定の条件の下、給水技術上問題がないことを確認した上で承認を行っているが、この手続きに当っては、地区ごとの建設経緯等により、以下のようにその取り扱いが異なっている。

<b>【当事者以外の企業の同意等】</b>	・千葉地区・・・地区内受水企業すべての同意
	・五井市原地区・・・地区内受水企業すべてに事前通知
	・五井姉崎地区・・・地区内受水企業すべての同意
	・房総臨海地区・・・地区内受水企業の同意不要

本件に関しては、今後は統一化した処理にし、事務の迅速化・簡素化を図るため、当事者以外の地区内受水企業の同意又は事前通知は不要とする。

3 各提案の実施時期等について

今後、次のとおり実施することとし、このために佐倉地区以外の五井姉崎地区の既存企業へ増量希望調査等を行うこととする。

実施時期：同時給水及び権利譲渡手続きの簡素化：平成 23 年 4 月から実施  
基本給水申込納付金の廃止：平成 23 年 3 月末をもって廃止

※ この通知文にある下線部の「企業庁長」は、令和 3 年度現在、以下のとおり変更となっています。

企業庁長 → 企業局長

## 工業用水配水管等工事に関する契約書の締結等に係る事務処理要領

平成22年9月9日  
工業用水部長 決 裁

千葉県工業用水道条例（以下「本件条例」という。）第3条第3号による基本給水（以下「基本給水」という。）を受けようとする場合において、配水管の布設、量水器の設置及び受水槽の設置工事（以下「配水管布設等工事」という。）が必要であり、かつ当該工事の完了までに長期の日数を要する場合における工業用水道配水管布設等工事に関する契約書（以下「工事契約書」という。）の締結に際して行う事務処理は、下記のとおりとする。

### 記

#### 1（事前協議）

基本給水を受けようとする者（以下「給水予約者」という。）から、その旨の申し出（電話又は面接による口頭の申し出を含む。）があり、基本給水を受けるために配水管布設等工事が必要な場合には、その施工方法、施工日数及びその他必要事項並びに必要な書類の整備について、次の（1）～（4）の者は事前に協議するものとする。

- （1）給水予約者
- （2）管理課経営改善室の関係地区担当者
- （3）施設課の関係地区担当者
- （4）関係工業用水道事務所の担当者

#### 2（基本給水の申込日）

給水予約者は、配水管布設等工事が完了するまでは、基本給水を受けることはできないので、本件条例第8条による基本給水の申込み（以下「8条申込み」という。）の日（以下「基本給水申込書提出日」という。）については、配水管布設等工事に要する日数と本件条例第9条の基本給水の決定事務（以下「決定事務」という。）に要する日数を勘案して、決定するものとする。

#### 3（基本給水予約申出書等）

上記2により事前協議で8条申込みを行う日の決定にあたり、配水管布設等工事の完了までに長期の日数を要することなど、事前協議後直ちに8条申込みを行うことが適当ではないものと判断される場合には、給水予約者は「基本給水予約申出書」（以下「申出書」という。別添様式）に当該事前協議で決定した位置図及び案内図等の必要書類を添付して、速やかに上記1（4）の担当者に提出するものとする。

なお、当該事前協議の結果、配水管布設等工事の完了まで日数を要しないと判断される場合には、申出書の提出を行わず、従前どおり直ちに8条申込みを行うものとする。

#### 4 (申出書の副申)

上記3により申出書を受けた上記1(4)の担当者は、速やかに必要な事務処理を行い、工業用水道事務所長名により企業庁長あて工事契約書の締結事務を進めるよう副申するものとする。

この場合には、上記1(3)の担当者に必要書類を提出して行うものとし、提出を受けた上記1(3)の当該担当者は、速やかに上記1(2)の担当者にその旨、連絡するものとする。

#### 5 (工事契約書の締結事務)

上記4の副申を受けた上記1(3)の担当者は、速やかに必要な事務処理を行い、決裁終了後、上記4の工業用水道事務所長に工業用水道配水分岐工事に係る協議を行うよう通知するものとする。以後、従来の事務処理方法に従い工事契約書の締結事務を遂行するものとする。

#### 6 (基本給水の申込み)

給水予約者は上記2で記載した基本給水申込提出日までに基本給水申込書(千葉県工業用水道条例施行規程第二号様式)を上記1(2)の担当者に提出するものとし、以後、従来の事務処理方法に従い基本給水契約締結事務を遂行するものとする。

### 【附 則】

この要領は、平成22年9月10日から適用する。

※ この通知文中の下線部の組織名称等は、令和3年度現在、以下のとおり変更となっています。

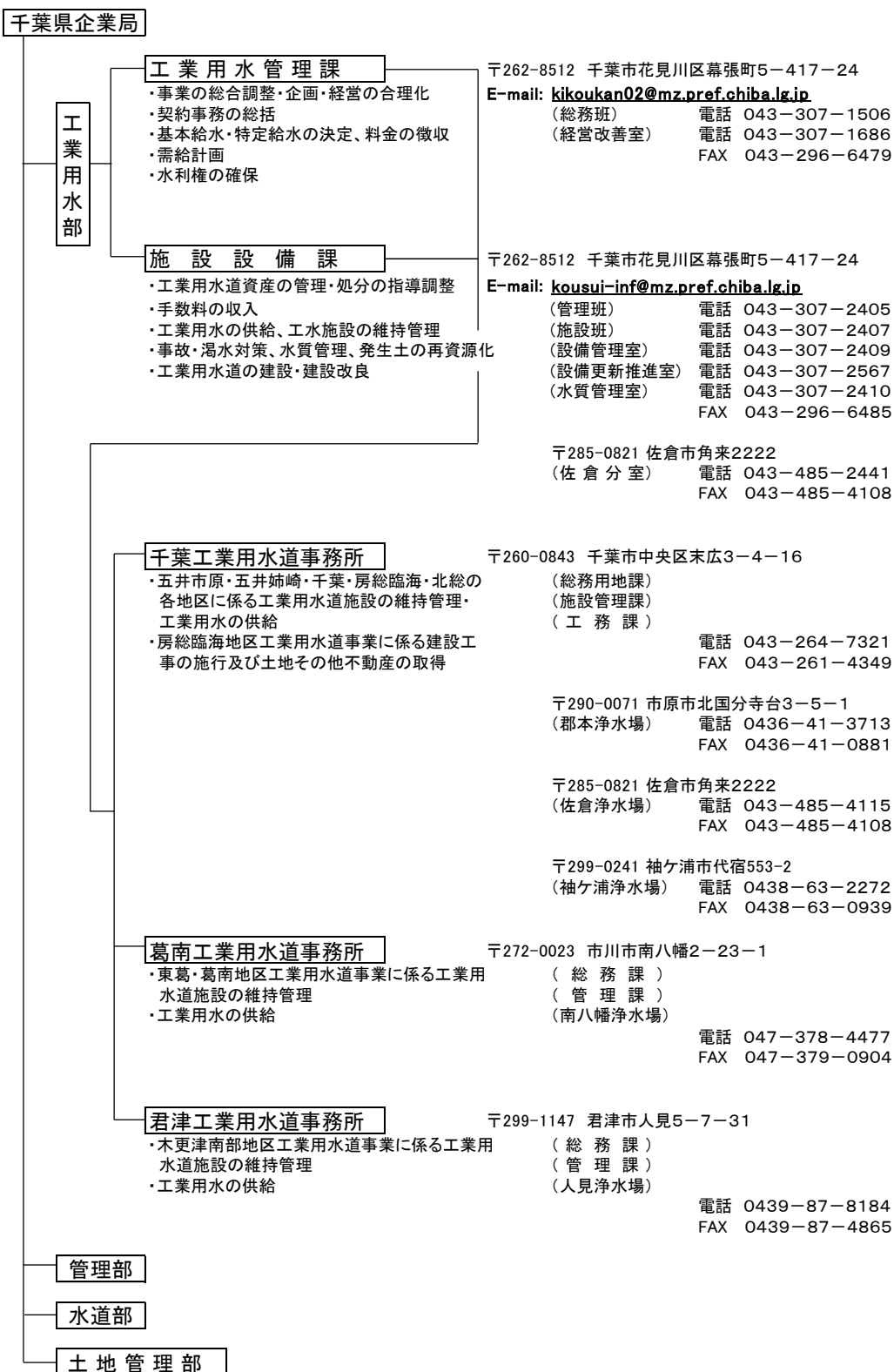
企業庁長 → 企業局長

管理課 → 工業用水管理課

施設課 → 施設設備課

※ 基本給水予約申出書の様式は、P22に掲載してあります。

千葉県企業局工業用水部の御案内





## 工業用水道事業に関する問合せ

契約内容の変更など、事業全般については

工業用水管理課 経営改善室までお問い合わせください。

電話 043-307-1686

FAX 043-296-6479

給水施設等に係る変更など、施設・設備については、

施設設備課 設備管理室までお問い合わせください。

電話 043-307-2409

FAX 043-296-6485

なお、水質については、水質管理室までお問い合わせください。

電話 043-307-2410

申込書等の提出など工業用水の供給及び工業用水道施設の維持管理については、所管の工業用水道事務所までお問い合わせください。

- ・千葉工業用水道事務所（千葉、五井市原、五井姉崎、房総臨海、北総地区）

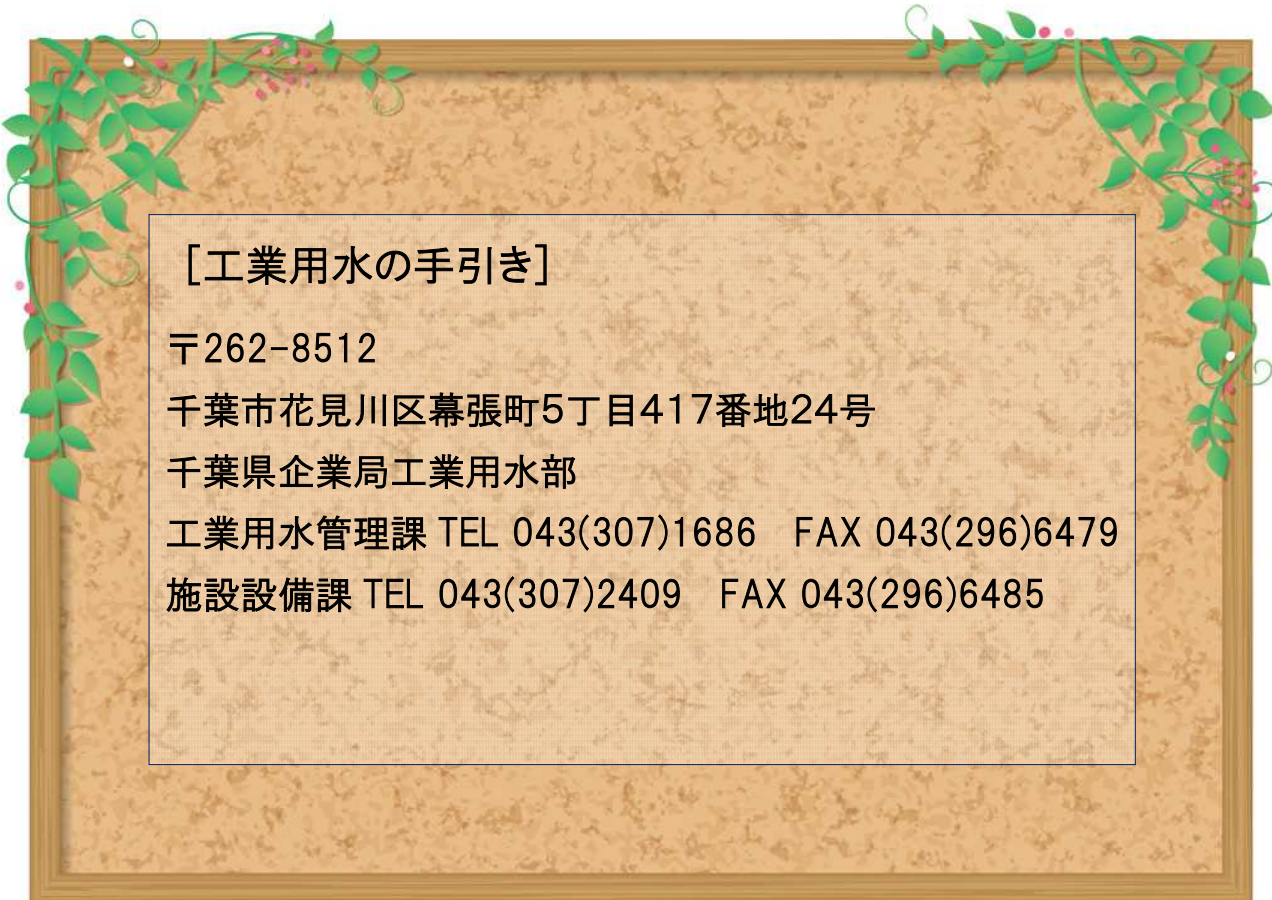
電話 043 (264) 7321      FAX 043 (261) 4349

- ・葛南工業用水道事務所（東葛・葛南地区）

電話 047 (378) 4477      FAX 047 (379) 0904

- ・君津工業用水道事務所（木更津南部地区）

電話 0439 (87) 8184      FAX 0439 (87) 4865



[工業用水の手引き]

〒262-8512

千葉県花見川区幕張町5丁目417番地24号

千葉県企業局工業用水部

工業用水管理課 TEL 043(307)1686 FAX 043(296)6479

施設設備課 TEL 043(307)2409 FAX 043(296)6485